

防衛庁における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令を次のように定める。

平成18年3月29日

防衛庁長官 額賀 福志郎

防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令

改正 平成19年庁訓第 1号  
平成19年省訓第51号  
平成20年省訓第12号  
平成21年省訓第47号  
平成22年省訓第19号  
平成23年省訓第32号  
平成27年省訓第39号  
平成30年省訓第 2号  
平成31年省訓第23号  
令和 4年省訓第10号  
令和 4年省訓第47号  
令和 4年省訓第56号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 内部職員等からの公益通報の対応
  - 第1節 公益通報対応体制（第6条）
  - 第2節 公益通報の受付（第7条－第10条）
  - 第3節 調査の実施（第11条－第15条）
  - 第4節 是正措置等（第16条－第18条）
- 第3章 外部の労働者等からの公益通報の対応
  - 第1節 公益通報対応体制（第19条）
  - 第2節 公益通報の受付（第20条－第23条）
  - 第3節 調査の実施（第24条－第27条）
  - 第4節 措置（第28条・第29条）
- 第4章 公益通報者の保護等（第30条－第38条）
- 第5章 雑則（第39条）

## 附則

- 第1章 総則  
(趣旨)

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく防衛省本省における公益通報の対応（公益通報を受け、並びに当該通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務を行うことをいう。以下同じ。）、公益通報者の保護等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益通報 法にいう公益通報をいう。
- (2) 公益通報者 公益通報をした第3号に規定する内部職員等及び第4号に規定する外部の労働者等をいう。
  - イ 防衛省本省の職員
  - ロ 防衛省本省が法第2条第1項第2号又は第3号の事業者である場合における同項第2号及び第3号の労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。次号において同じ。）
  - ハ 防衛省本省が法第2条第1項第4号に規定する他の事業者である場合における役員（法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令の規定に基づき法人の経営に従事している者（会計監査人を除く。）をいう。以下同じ。）
  - ニ イ、ロ又はハに規定する者であった者
- (4) 外部の労働者等 次に掲げる者をいう。
  - イ 内部職員等に該当しない労働者及びその退職者
  - ロ 内部職員等に該当しない役員及びその退職者
- (5) 通報対象事実 内部職員等からの公益通報にあつては法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）、外部の労働者等からの公益通報にあつては法第2条第3項に規定する通報対象事実並びに事業者の法令遵守の確保及び適正な法執行のために必要と認められるその他の事実をいう。
- (6) フォローアップ 公益通報の対応終了後において、公益通報者に対する公益通報をしたことを理由とした不利益な取扱いの事実の有無を確認することをいう。

(防衛省公益通報管理者)

第3条 防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務を総括する者を「防衛省公益通報管理者」という。

- 2 防衛省公益通報管理者は、大臣官房長（以下「官房長」という。）をもって充てる。

(機関等公益通報責任者)

第4条 機関等において、当該機関等における公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務に責任を有する者を「機関等公益通報責任者」という。

- 2 この訓令において「機関等」とは、次の表の機関等の欄に掲げるものをいい、当該機関等の機関等公益通報責任者は、同表の機関等公益通報責任者の欄に掲げる者とする。

機関等	機関等公益通報責任者
官房各局	官房長又は局長
防衛大学校	防衛大学校長
防衛医科大学校	防衛医科大学校長
防衛研究所	防衛研究所長
統合幕僚監部及び自	統合幕僚長

衛隊サイバー防衛隊	
陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）	陸上幕僚長
海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）	海上幕僚長
航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）	航空幕僚長
情報本部	情報本部長
防衛監察本部	防衛監察監
地方防衛局	地方防衛局長

（関係部局等の協力等）

第5条 内部職員等は、正当な理由がある場合を除き、公益通報に関する調査に誠実に協力するものとする。

- 2 防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務を円滑に進めるため、機関等は、相互に協力し、適切に事務を遂行するものとする。
- 3 他の行政機関その他公の機関から、公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

## 第2章 内部職員等からの公益通報の対応

### 第1節 公益通報対応体制

（内部公益通報受付窓口）

第6条 内部職員等からの公益通報の受付及び内部職員等である公益通報者との連絡（次項及び第35条第1項において「内部職員等からの公益通報の受付等」という。）を行うために、防衛省本省に内部公益通報受付窓口（以下「内部窓口」という。）を置く。

- 2 内部窓口として、防衛省公益通報管理者の監督の下で内部職員等からの公益通報の受付等についての総合調整を行う窓口（以下「総括窓口」という。）及び機関等公益通報責任者の監督の下で機関等における通報対象事実に係る内部職員等からの公益通報の受付等を行う窓口（以下「機関等窓口」という。）を置く。
- 3 総括窓口は、大臣官房文書課とし、機関等窓口は、次の表に掲げる部署とする。

機関等	機関等窓口
官房各局	大臣官房文書課

防衛大学校	防衛大学校総務部総務課
防衛医科大学校	防衛医科大学校事務局総務部 総務課
防衛研究所	防衛研究所企画部総務課
統合幕僚監部及 び自衛隊サイバ ー防衛隊	統合幕僚監部総務部総務課
陸上自衛隊（自 衛隊情報保全隊 、自衛隊体育学 校、自衛隊中央 病院、陸上幕僚 長の監督を受け る自衛隊地区病 院及び自衛隊地 方協力本部を含 む。）	陸上幕僚監部監理部総務課
海上自衛隊（海 上幕僚長の監督 を受ける自衛隊 地区病院を含 む。）	海上幕僚監部総務部総務課
航空自衛隊（航 空幕僚長の監督 を受ける自衛隊 地区病院を含 む。）	航空幕僚監部総務部総務課
情報本部	情報本部総務部
防衛監察本部	防衛監察本部総務課
地方防衛局	地方防衛局総務部総務課

- 4 機関等公益通報責任者は、前項の表に掲げるもののほか、内部窓口として、地方窓口を置くことができる。
- 5 内部窓口は、第1項に規定するもののほか、公益通報対応体制、公益通報又はその相談をしたことを理由とした不利益な取扱いその他の公益通報に関する内部職員等からの質問及び相談に応じるものとする。
- 6 総括窓口は、防衛省本省の外部において、内部職員等からの公益通報を取り扱うため、弁護士を配置した窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）を置き、総括窓口がこれを管理する。
- 7 総括窓口は、ヘルプライン窓口に対し、公益通報者の同意のない限り、公益通報者が特定される情報を示すことのないよう求めることとする。

## 第2節 公益通報の受付

(内部職員等からの公益通報)

第7条 内部職員等は、防衛省本省又は防衛省本省の所掌事務に従事する場合における防衛省本省の職員について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、内部窓口で公益通報をすることができる。

2 内部窓口において受け付ける公益通報は、別記様式第1に定める書式を標準とする。

(内部窓口における公益通報の受付及び受理)

第8条 内部窓口は、公益通報の受付を拒んではならない。

2 内部窓口は、前項の規定により受け付けた公益通報について、公益通報の内容が通報対象事実に当たらないことが受付時において明らかな場合、公益通報の内容が著しく不分明な場合、公益通報の内容が虚偽であることが明らかな場合その他公益通報としての形式及び実質を備えていない場合を除き、当該公益通報を受理するものとし、正当な理由なく公益通報の受理を拒んではならない。

3 前項の規定は、公益通報が匿名であることをもって、その受理を拒むことを認めるものと解してはならない。

4 内部窓口は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、遅滞なく公益通報者に通知するものとする。

5 内部窓口は、公益通報を受理したときは、当該通報の受理から調査の完了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

(公益通報者に係る情報の保護等の説明)

第9条 内部窓口は、前条第4項の通知の際、公益通報者に対し、公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益な取扱いのないこと、公益通報に係る情報が保護されること及び公益通報受付後の手続の流れを説明するものとする。ただし、公益通報者が説明を望まない場合、連絡先が不明な場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(移送)

第10条 内部窓口は、他の機関等における通報対象事実に係る公益通報を受け付けた場合は、当該公益通報を当該通報対象事実の対象である機関等の機関等窓口に移送するものとする。

2 機関等窓口は、受け付けた公益通報についてどの機関等が対応すべきかが明確でない場合においては、当該公益通報を総括窓口に移送するものとし、当該移送を受け付けた総括窓口は、関係する機関等と調整の上、当該公益通報に対応することが適当である機関等の機関等窓口に移送するものとする。

3 機関等窓口は、複数の機関等が協力して対応することが適当であると認める場合においては、当該公益通報を総括窓口に移送するものとする。

## 第3節 調査の実施

(調査の開始)

第11条 機関等公益通報責任者は、内部職員等からの公益通報を受理したときは、当該公益通報について、調査の必要性を検討した上で、調査の必要性が認められない場合又

は調査を行うことが相当でない特段の事情がある場合を除き、直ちに調査担当者を指定し、当該公益通報に係る通報対象事実について調査を行うものとする。

2 内部窓口は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合又は公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、調査を行うときはその旨及び着手の時期を、調査を行わないときはその旨及びその理由を遅滞なく公益通報者に通知するものとする。

3 前項の通知は、公益通報を受理してから二十日以内に行うものとする。

4 機関等公益通報責任者は、調査の方法、内容の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査担当者が行う調査について適宜確認を行う等、通報事案を適切に管理するものとする。

(調査委員会の設置)

第12条 防衛省公益通報管理者は、受理した公益通報に係る通報対象事実が複数の機関等に関係する法令違反行為の事実又は重大な法令違反行為の事実であると認めるときは、調査委員会を設け、当該通報対象事実を調査させることができる。

2 調査委員会の構成については、受理した公益通報に係る通報対象事実に応じて防衛省公益通報管理者が定めるものとする。

(司法警察職員への通報)

第13条 公益通報の対応を行う者及び調査委員会は、受理した公益通報に係る通報対象事実についての調査の開始前又は調査の過程で、当該通報対象事実が犯罪行為に該当する又は犯罪行為に該当するおそれが高いと認めるに至ったときは、直ちに司法警察職員に通報しなければならない。

(調査結果の報告)

第14条 機関等公益通報責任者は、調査が終了したときは、調査の結果を直ちに防衛大臣に報告するとともに、防衛省公益通報管理者に通知するものとする。

(調査結果等の公益通報者への通知)

第15条 内部窓口は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合又は公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、調査の進捗状況について適宜公益通報者に通知するとともに、調査が完了したときは、調査結果を遅滞なく公益通報者に通知するものとする。

#### 第4節 是正措置等

(是正措置等の実施)

第16条 機関等公益通報責任者は、調査の結果、受理した公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、速やかに、当該通報対象事実の中止その他是正のために必要と認める措置及び再発の防止のために必要と認める措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

(是正措置等の実施後の公益通報者への通知)

第17条 内部窓口は、是正措置等をとったときは、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、当該是正措置等を直ちに公益通報者に通知しなければならない。

(是正措置等の実効性評価)

第18条 機関等公益通報責任者は、是正措置等の実施後、当該是正措置等が十分に機能しているか否かについて適宜確認し、必要に応じ新たな是正措置等をとるものとする。

2 内部窓口は、前項において機関等公益通報責任者が新たな是正措置等をとったときは、公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、その旨を直ちに公益通報者に通知するものとする。

### 第3章 外部の労働者等からの公益通報の対応

#### 第1節 公益通報対応体制

(外部公益通報受付窓口)

第19条 外部の労働者等からの公益通報の受付及び外部の労働者等である公益通報者との連絡を行うために、防衛省本省に防衛省公益通報管理者の監督の下で当該事務を行う外部公益通報受付窓口（以下「外部窓口」という。）を置く。

2 外部窓口は、大臣官房文書課とする。

3 外部窓口は、第1項に規定するもののほか、外部の労働者等からの公益通報に関する質問及び相談に応じるものとする。

#### 第2節 公益通報の受付

(外部の労働者等からの公益通報)

第20条 外部窓口において受理する外部の労働者（第2条第4号イに掲げる者をいう。以下この項において同じ。）からの公益通報は、次の各号のいずれかに該当し、防衛省本省が通報対象事実について、処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする法的な権限を有するものとする。

(1) 外部の労働者が、役務提供先（法第2条第1項に規定する役務提供先をいう。以下この号において同じ。）又は当該役務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があるとき。

(2) 外部の労働者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、次に掲げる事項を記載した書面を提出するとき。

イ 公益通報者の氏名又は名称及び住所又は居所

ロ 当該通報対象事実の内容

ハ 当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

ニ 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

2 外部窓口において受理する外部の役員（第2条第4号ロに掲げる者をいう。以下この項において同じ。）からの公益通報は、次の各号のいずれかに該当し、防衛省本省が通報対象事実について、処分又は勧告等をする法的な権限を有するものとする。

(1) 外部の役員が、調査是正措置（善良な管理者と同一の注意をもって行う、通報対象事実の調査及びその是正のために必要な措置をいう。）をとることに努めたにもかかわらず、なお当該通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があるとき。

(2) 外部の役員が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人（事業を行う場合におけるものを除く。）の財産に対する損害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由があるとき。

3 外部窓口において受け付ける公益通報は、別記様式第2に定める書式を標準とする。  
（外部窓口における公益通報の受付及び受理）

第21条 外部窓口は、別記様式第2に掲げる事項について確認した上で、公益通報を受け付けるものとし、正当な理由なく公益通報の受付を拒んではならない。

2 外部窓口は、前項の規定により受け付けた公益通報について、公益通報の内容が通報対象事実当たらないことが受付時において明らかな場合、公益通報の内容が著しく不分明な場合、公益通報の内容が虚偽であることが明らかな場合その他公益通報としての形式及び実質を備えていない場合を除き、当該公益通報を受理するものとし、正当な理由なく公益通報の受理を拒んではならない。

3 前2項の規定は、公益通報が匿名であることをもって、その受付又は受理を拒むことを認めるものと解してはならない。

4 外部窓口は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、公益通報者の連絡先が不明な場合を除き、遅滞なく公益通報者に通知するものとする。

5 外部窓口は、公益通報を受理したときは、当該通報の受理から調査の完了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

（公益通報者に係る情報の保護の説明）

第22条 外部窓口は、前条第4項の通知の際、公益通報者に対し、公益通報に係る情報が保護されること及び公益通報受付後の手続の流れを説明するものとする。ただし、公益通報者が説明を望まない場合、連絡先が不明な場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（教示）

第23条 外部窓口は、受け付けた公益通報に係る通報対象事実について防衛省本省が処分又は勧告等をする法的な権限を有しないときは、公益通報者に対し、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする法的な権限を有する行政機関を、遅滞なく教示するものとする。

### 第3節 調査の実施

（調査の開始）

第24条 第11条の規定は、外部の労働者等からの公益通報について準用する。この場合において「機関等公益通報責任者」とあるのは「防衛省公益通報管理者」と、「内部職員等」とあるのは「外部の労働者等」と、「内部窓口」とあるのは「外部窓口」と読み替えるものとする。

（調査委員会の設置）

第25条 第12条の規定は、外部の労働者等からの公益通報の場合について準用する。この場合において、「複数の機関等に関する法令違反行為の事実又は重大な法令違反行為の事実」とあるのは、「重大な法令違反行為の事実」と読み替えるものとする。



(受理後の教示)

第26条 外部窓口は、公益通報の受理後において、防衛省本省でなく他の行政機関が当該公益通報に係る通報対象事実について処分又は勧告等をする法的な権限を有することが明らかになったときは、当該通報対象事実について法的な権限を有する行政機関を、遅滞なく当該公益通報をした公益通報者に教示するものとする。

2 外部窓口は、前項の教示を行うときは、適切な法執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、防衛省本省において作成した当該公益通報に係る資料を当該公益通報をした公益通報者に提供するものとする。

(司法警察職員への通報等)

第27条 第13条、第14条及び第15条の規定は、外部の労働者等からの公益通報の場合について準用する。この場合において、「内部窓口」とあるのは「外部窓口」と、「機関等公益通報責任者」とあるのは「防衛省公益通報管理者」と読み替えるものとする。

#### 第4節 措置

(措置の実施)

第28条 防衛省公益通報管理者は、調査の結果、受理した公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

(公益通報者への通知)

第29条 第17条の規定は、外部の労働者等からの公益通報の場合について準用する。この場合において、「内部窓口」とあるのは「外部窓口」と、「是正措置等」とあるのは「措置」と読み替えるものとする。

#### 第4章 公益通報者の保護等

(不利益取扱いの禁止)

第30条 第7条の公益通報を行った公益通報者及び公益通報に関する相談を行った者に対し、公益通報又は公益通報に関する相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いをしてはならない。

(フォローアップの実施)

第31条 公益通報者が所属する機関等の機関等公益通報責任者は、第7条の規定による公益通報を行った防衛省本省の職員に対し、必要なフォローアップを行うものとし、その結果、不利益な取扱いが認められる場合には、当該取扱いの是正のために必要な措置をとるものとする。

2 通報対象事実の対象である機関等と公益通報者が所属する機関等が異なるときは、通報対象事実の対象である機関等の機関等公益通報責任者は、公益通報者が所属する機関等の機関等公益通報責任者に対し、前項のフォローアップに必要な情報を提供するものとする。

3 防衛省本省の職員以外の内部職員等に対するフォローアップは、通報対象事実の対象である機関等の機関等公益通報責任者が、外部労働者等に対するフォローアップは外部窓口から行う。この場合において、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けている

ことが明らかになった場合には、通報者保護に係る必要な措置を講ずるものとする。

(フォローアップの実施部署)

第32条 フォローアップの実施部署は、前条の規定によりフォローアップを実施する機関等の機関等公益通報責任者が指定するものとする。

(防衛省公益通報管理者への通知)

第33条 機関等公益通報責任者は、フォローアップの実施状況について、防衛省公益通報管理者に適宜通知するものとする。

(公益通報に係る情報の保持)

第34条 公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務に従事する者（公益通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、公益通報又は相談に関する情報を知り得た者を含む。以下同じ。）は、公益通報又は相談に関する情報の保護の徹底を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報に係る情報を正当な理由なく公益通報の対応及び公益通報者の保護に係る事務に従事する者以外に提供してはならないこと。
- (2) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲は、必要最小限に限定することとし、公益通報者を特定させる事項が必要最小限の範囲を超えて共有された場合には、適切な救済及び回復の措置をとること。
- (3) 公益通報者の特定につながり得る情報（公益通報者の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、公益通報者しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）を共有する範囲は、必要最小限に限定すること（次号に規定する同意を得て開示する場合を除く。）。
- (4) 公益通報者の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、公益通報者から明示の同意を得ること。
- (5) 前号の同意を得る際は、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること。
- (6) 公益通報者本人からの情報流出によって公益通報者が特定されることを防ぐため、公益通報者に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること。

2 防衛省公益通報管理者及び機関等公益通報責任者は、公益通報に係る情報を、公益通報の対応及び公益通報者の保護のために必要とする者以外に提供してはならない。

3 防衛省本省の職員は、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除き、公益通報者を特定しようとしてはならない。

(指定従事者)

第34条の2 機関等公益通報責任者は、内部窓口において受け付ける公益通報に関して、公益通報の対応を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、指定従事者に定めるものとする。

2 機関等公益通報責任者は、指定従事者を定める際には、書面により指定するなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めるものとする。

(利益相反関係の排除)

第35条 防衛省本省の職員は、次に掲げる場合には、内部職員等からの公益通報の受付

等の事務に従事する者、外部の労働者等からの公益通報の受付等の事務に従事する者、調査担当者及び調査委員会の構成員になることができない。

- (1) 当該職員が、通報対象事実の当事者であるとき。
  - (2) 当該職員が、通報対象事実が生じた当時、通報対象事実の当事者の直近の直属上司であったとき。
  - (3) その他当該職員が、通報対象事実が生じた当時、当該通報対象事実に係る職務に密接に関与していたとき。
- 2 公益通報の対応に係る事務に従事する者は、公益通報の対応の各段階において、当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

(独立性の確保)

第35条の2 防衛省公益通報管理者は、通報対象事実が機関等の長その他の幹部に関するものである場合その他公益通報の対応に当たって、これらの者からの独立性を確保する必要があると認める場合においては、当該公益通報の対応を防衛省公益通報管理者又は他の機関等公益通報責任者の下で行う等の独立性を確保する措置をとるものとする。

(関連文書の管理)

第36条 機関等公益通報責任者は、防衛省本省における保有個人情報等の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛省訓令第29号）に基づき、公益通報に関連する文書の管理を適切に行うものとする。

(通報対応の評価及び改善)

第37条 防衛省公益通報管理者は、公益通報の対応についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、機関等における公益通報の対応の状況等を調査し、公益通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、必要と認める事項を適宜公表するものとする。

- 2 防衛省公益通報管理者は、公益通報の対応要領について、職員の意見並びに他の行政機関及び民間事業者による取組事例を参考として、必要に応じ、公益通報の対応要領を継続的に改善する。

(意見又は苦情への対応)

第37条の2 機関等窓口は、公益通報対応に関して公益通報者又は相談者から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

(職員の研修等)

第38条 機関等公益通報責任者は、所属する機関等の職員に対し、公益通報者保護制度及び不利益な取扱いが行われた場合の救済制度の周知徹底のための研修を行うものとする。

- 2 機関等公益通報責任者は、公益通報の対応を行う職員に対し、公益通報に係る情報の保持について周知徹底させるものとする。
- 3 機関等公益通報責任者は、指定従事者に対し、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、十分に教育を行うものとする。

## 第5章 雑則

(委任規定)

第39条 防衛省公益通報管理者は、この訓令を実施するために必要な事項について別に定めることができる。

2 機関等公益通報責任者は、所属する機関におけるこの訓令の実施に必要な細則を定めることができる。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年庁訓第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年省訓第51号）

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年省訓第12号）

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年省訓第47号）

この訓令は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年省訓第19号）

この訓令は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年省訓第32号）

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成27年省訓第39号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年省訓第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年1月31日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の防衛省本省における公益通報の対応及び公益通報者の保護に関する訓令第7条第2項に規定する別記様式に掲げる事項を記載した書面（以下この項において単に「書面」という。）及び第20条第2項に規定する書式（以下この項において単に「書式」という。）は、この訓令の施行の日以後に公益通報者が提出する書面及び書式から適用し、同日前に公益通報者が提出した書面及び書式については、なお従前の例による。

附 則（平成31年省訓第23号）

1 この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和4年省訓第10号）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。ただし、第19条の規定による改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第2又中第4潜水隊に係る規定は、令和4年3月9日から適用する。

附 則（令和４年省訓第４７号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年省訓第５６号）

この訓令は、令和４年６月１日から施行する。

別記様式第1（第7条関係）

公益通報書(内部職員等からの通報)

令和〇年〇月〇日

防 衛 大 臣 殿

公益通報者保護法第3条の規定に基づき、下記のとおり公益通報します。

記

通 報 者 記 入 欄	(ふりがな) 氏 名	
	所 属	
	連 絡 先	(住所) (TEL) (E-mail)
	希望する連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 書面の送付
	通報対象事実の内容	1 内容（いつ、だれが、どこで、どのような内容の法令違反行為を行った（行っている）かがわかるように、できるだけ具体的に記入してください。） 2 通報対象事実の根拠法令 3 証拠資料及び参考資料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （資料がある場合は、添付してください。） 4 通報対象事実を知る関係者の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （関係者がいる場合は、当該関係者の所属、階級及び氏名を記載してください。）
担 当 職 員 記 入 欄	対 応	<input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 不受理 <input type="checkbox"/> 移送（移送先
	受付年月日	
	窓口担当職員	

備考

別記様式第2（第20条関係）

公益通報書(外部労働者等からの通報)

令和〇年〇月〇日

防衛大臣 殿

公益通報者保護法第3条の規定に基づき、下記のとおり公益通報します。

記

通 報 者 記 入 欄	(ふりがな) 氏 名	
	所 属	
	連 絡 先	(住所) (TEL) (E-mail)
	希望する連絡方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 書面の送付
	通報対象事実の内容	1 内容（いつ、だれが、どこで、どのような内容の法令違反行為を行った（行っている）かがわかるように、できるだけ具体的に記入してください。） 2 通報対象事実の根拠法令 3 証拠資料及び参考資料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （資料がある場合は、添付してください。） 4 通報対象事実を知る関係者の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （関係者がいる場合は、当該関係者の所属、階級及び氏名を記載してください。） 5 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由 6 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由
担 当 職 員 記 入 欄	対 応	<input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 不受理 <input type="checkbox"/> 教示（教示先 _____）
	受付年月日	
	窓口担当職員	

備考